

神戸市告示第409号

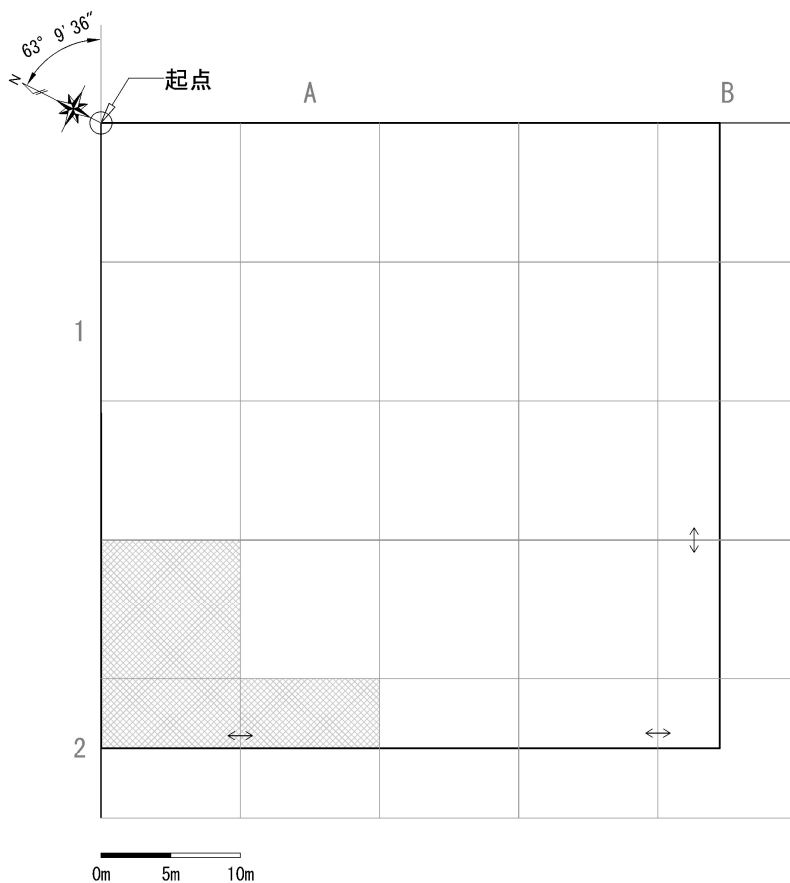
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年10月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
中央区港島南町3丁目3番7の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



<起点>
起点は神戸市中央区港島南町三丁目3番7（地番）の最北端の地点とする。

<格子の回転角度>
63度9分36秒
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
- 統合区画（130㎡以下）